

平成26年度 第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

1 日 時：平成26年6月4日（水） 13：00～13：48

2 場 所：千葉ポートサイドタワー12階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

保坂 亨 委員長、黒川 雅子 副委員長、岩崎 弘一 委員、永嶋 久美子 委員、星 幸広 委員

(2) 教育委員会職員

志村 修 教育長、田辺 裕雄 教育次長、磯野 和美 学校教育部長、小川 彰 学事課長、
伊藤 剛 教職員課長、山本 幸人 指導課長、津野 政彦 保健体育課長、遠藤 悟 教育センタ
ー所長、山本 雅司 養護教育センター所長

(3) 事務局

鳥海 数憲 指導課担当課長、安部 浩一 指導課主任指導主事、大西 徹 指導課指導主事

4 議題

(1) 正副委員長の選任について

(2) 委員会の運営について

(3) 本市のいじめ防止対策等の取組について

(4) その他

5 議題の概要

(1) 正副委員長の選任について

委員による推薦の結果、委員長には保坂委員を、副委員長には黒川委員をそれぞれ選任した。

(2) 委員会の運営について

ア 委員会の所掌事務、組織等について

事務局からの説明を委員が聴取した。

イ 千葉市いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱（案）について

一部文言訂正を行い、確定した。

(3) 本市のいじめ防止対策等の取組について

事務局から説明があった。

6 議題の概要

○開会

○教育長挨拶

千葉市条例第27号の規定に従い、ただいま、岩崎弘一様、黒川雅子様、永嶋久美子様、保坂亨様、星 幸広様に任命状を交付させていただきました。5名の皆様には、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の委員を引き受けてくださったことに感謝申し上げます。ご承知のとおり、「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月28日に施行となり、平成26年第1回定例会市議会において「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」が制定され、教育委員会の附属機関として本対策調査委員会が設置されることとなりました。主な所掌事務は、本市のいじめの防止等の対策を提言していただくこととともに、教育委員会の諮問を受けていじめ等による重大事態の事実関係を明確にするための調査をしていただくことです。また、市長部

局の附属機関である、「千葉市いじめ等調査委員会」も同じく平成26年第1回定例市議会で条例制定され、平成26年4月23日に、第1回委員会が開催されたところです。この機関は、主として、いじめ等による重大事態の再調査を行うものとなっております。本市では、いじめ問題に対しては、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものと捉え、早期発見、早期対応を基本とし、学校全体で組織的に対応することを大切にしてきました。昨年度では、本法律、及び国のいじめ防止基本方針を踏まえ、「いじめ対応マニュアル」、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を作成し、各学校に周知して参りました。現在、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページに6月末を目途に掲載していく予定となっております。委員の皆様の見識を賜り、本市のいじめ等の防止対策の一層の強化を図り、さらに教育活動を充実させることから、「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の育成に努めて参りたいと考えております。また、専門的知見からいじめの防止等のための有効な対策について審議していただき、本対策調査委員会から問題の解決や防止対応等に関するご示唆をいただけるものと確信しております。結びに、委員の皆様におかれましては公私ともにご多用なものと存じますが、本市のいじめの防止等のための対策が一層実効的に行われるよう、特段のご尽力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員紹介及び挨拶

○教育委員会紹介

○事務局紹介

議題1 正副委員長の選任について

(事務局 鳥海指導課担当課長) 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第5条第2項の規定によりまして、委員の互選によることとされておりますが、現在、委員長・副委員長が決まっております。

つきましては、委員長が決まりますまでの間、仮の議長として田辺教育次長を充てたいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」)

それでは、ご了承をいただきましたので、田辺教育次長により議事を進行させていただきます。

(田辺教育次長) 委員長が選任されるまでの間、仮の議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、委員長選任の件につきまして、議事を進行させていただきます。先ほど、事務局から説明がありましたとおり、委員長は委員の互選により定めることとしておりますことから、委員の皆様から、立候補、及びご推薦がありましたら承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

(黒川委員) 保坂先生を委員長に推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(田辺教育次長) 保坂委員にご推薦がありました。みなさんいかがでしょうか。

(「異議なし」)

(田辺教育次長) 委員長には保坂委員にお願いいたします。保坂委員、よろしくお願いいたします。

(事務局 鳥海指導課担当課長) それでは、田辺教育次長に代わりまして、保坂委員長に委員長席にご移動いただきまして、以降の議事の進行をお願いいたします。

(保坂委員が委員長席へ移動)

それでは、保坂委員長に議事の進行を執り行っていただきます前に、一言、ご挨拶を賜りたい

と存じます。

○委員長挨拶

(事務局 鳥海指導課担当課長) ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、委員長お願いいたします。

(保坂委員長) それでは、次に副委員長の選任についてですが、黒川先生に副委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○副委員長挨拶

議題2 委員会の運営について

(保坂委員長) それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。

では、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 安部主任指導主事) それでは、まず資料の3頁の「資料2 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。重要事項のみ説明いたします。第1条では、本委員会の設置目的について示しております。

本市が設置した学校におけるいじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止を図ることが目的です。

次に、第2条では、本対策調査委員会が取扱ういじめ等による重大事態を定めております。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した重大事態を対象としております。

次に、第3条において、委員会の所掌事務を定めております。

(1) が対策についての審議について定めております。

(2) ～ (4) が調査についての審議について定めております。

次に、第4条から第6条においては、委員会の組織について定めております。

- ・対策調査委員会は、委員5人以内で組織します。
- ・第2項で、臨時委員を置くことができることを定めております。
- ・任期は2年です。
- ・対策調査委員会には、委員長と副委員長を置きます。委員の互選により定めます。
- ・会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。
- ・議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決するところによります。

次に、第7条では調査に関して定めております。また、第8条では、前条の調査のために必要に応じて置くことができる調査員について定めております。

最後に、第9条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。そのため、資料5に掲載しました「運営要綱(案)」については、本日の会議で決定していただくことになります。

次に、資料7頁の「資料3 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対処についてのイメージ」をご覧ください。重要事項のみ説明いたします。いじめの防止等の対策については、右側の欄に記載しております。教育委員会で「いじめ対応マニュアル」、「学校いじめ防

止基本方針策定の手引き」を作成し、各学校に周知するとともに、教育委員会指導課ホームページにも掲載し、一般の方からも閲覧できるようにしました。現在、各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定したところです。その下に、「いじめ防止等の対策のための組織」がありますが、各学校で、複数の教員だけでなく、心理、福祉等の専門家等も構成員となり組織を設置しています。その下に、「本対策調査委員会」が位置しております。本市のいじめ防止対策を審議するとともに、教育委員会の諮問を受けて、いじめ等の重大事態の調査をし、事実関係を明確にした調査結果を報告するとともに、必要に応じて問題解決のための方策や再発防止策を提言します。そのため、右側のいじめの防止等の対策の欄だけでなく、その左側の重大事態等への対処の欄にも位置づけられております。その下に、市長部局の附属機関である「千葉市いじめ等調査委員会」が位置しており、主として、いじめ等による重大事態の再調査を行うものであり、左側の重大事態等への対処の欄だけに位置づけられております。

そして、資料8頁の「資料4 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱」をご覧ください。資料2の委員会設置条例第9条に基づき、対策調査委員会の運営について定めるものです。こちらの要綱案は、本日のご審議をもって、確定したいと考えております。重要事項のみ説明いたします。

第2条において、会議の公開について定めております。条例第3条第1号に関する会議は、原則として公開とし、条例3条第2号から第4号に掲げる所掌事務に関する会議は原則として非公開としております。ただし、千葉市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項については、この限りではありません。資料10頁の「資料5」に「千葉市情報公開条例」の抜粋、「千葉市情報公開条例施行規則」の抜粋を掲載しておりますので、参照してください。調査に関する会議を原則非公開としたのは、公文書の開示義務の除外規定として規定されている、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」であることが想定されることから、原則非公開とすることを示しております。

次に、第3条においては、委員がいじめ等による重大事態に係る調査案件について利害関係を有する等、調査の公平性や中立性を害するおそれがあるときは、委員会における調査及び審議に原則加われない旨を定めております。

次に、第4条において、調査について定めております。

第2項で、当該調査の進捗状況を教育委員会に報告することとしております。

第3項で、調査対象者から意見、説明等を求める場合には、委員若しくは臨時委員又は調査委員が2人以上で行うものとしております。この場合、できる限り委員の方が入ることが望ましいといえます。

第5条において、報告について定めております。

調査及び審議を終えたときは、報告書を作成し、教育委員会に報告することとしております。附則としまして、平成26年6月4日から施行としております。説明は以上です。

(保坂委員長) それでは、審議に入りたいと存じます。本日は、「資料4 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱（案）」についてご審議いただきたいと思います。ただいまの説明に対して、ご質問等がありますでしょうか。

(保坂委員長) 運営要綱の第4条の3のところの中で、2人以上で行うものとするの前の文言の

解釈について確認ですが、「できるかぎり委員が」という言葉が補足されていたと思いますが、どうでしょうか。

(事務局 安部主任指導主事) 資料9頁をご覧ください。第4条の第3項のところでございます。対策調査委員会は、調査対象者から意見、説明等を求める場合には、委員若しくは臨時委員又は調査員が2人以上で行うものとする。という規定でとどめております。本来ならば、委員さんの方で決定する内容でございますものですから、委員さんの判断で、調査対象者から意見、説明等を聞くとき、参加した方がよいのですが、運営上期日等の制限があったり、様々なことが想定されるものですから、その文言を入れませんでした。委員さんが入った方が望ましいと言えます。

(保坂委員長) うち1名は、委員とすると明記した方がいいのではないかな。

(保坂委員長) ここで審議したことを、加えることができるのでしょうか。

(事務局 安部主任指導主事) ここで審議し決定したことは、修正事項を盛り込むことができますのでよろしくお願いします。

(保坂委員長) いかかでしょうか。

(「異議なし」)

(保坂委員長) それ以外にご質問はありますでしょうか。

(保坂委員長) 条例で「児童又は生徒」というのは「児童等」と置き換えられていますが、その文言が運営要綱では、元に戻っていて「児童又は生徒」となっています。また、運営要綱では「保護者」となっていますが、条例では「保護者等」となっています。これは、何か変えた意図がありますか。

(事務局 安部主任指導主事) まず、いじめ防止対策推進法では、「児童・生徒」のことをまとめて「児童等」ということで書かれております。条例は、3頁第2条の第1号をご覧ください。今ご指摘がありましたとおり、児童又は生徒（以下「児童等」という。）という書き方になっております。要綱では、条例を受けて作っている関係上、条例の文言に合わせてこの内容は記載しております。ご指摘があったところは、9頁の第4条の第4項のところですが「児童又は生徒及びその保護者が」と記述しております。対象を明確にしております。そのような記述により誤解がないようにしております。

(保坂委員長) 千葉市の条例の第7条の第1号には「児童等及びその保護者等」となっておりますが、要綱の方は「その保護者」となっていることに関して、何か意図があったのかと思ひまして伺いました。

(事務局 安部主任指導主事) 保護者の場合で、保護者というのは親権をもつものが一般的ですが、たとえば祖父祖母等も同居している場合には、そのような方々からも意見をいただけることもあり得ることも含めまして、条例では対象を広げ、「等」を使っている状況です。

(保坂委員長) 条例の方には「等」が入っているので、運営要綱にも「等」が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局 安部主任指導主事) ご指摘ありがとうございます。委員会での審議をお願いします。

(永嶋委員) もし、範囲を広げない方がいいという事情がおありであるならば、「等」は入れない方がよいと思いますが、そのような事情はありますか。

(保坂委員長) 条例には「等」が入っているので、運営要綱にも「等」を入れた方がいいのではな

いでしょうか。事務局では「等」を削除すべきことと捉えますか。

(事務局 安部主任指導主事) 「保護者等」としても支障がないと捉えています。

(保坂委員長) 上位の条例に合わせて「保護者等」に修正することでよいでしょうか。それ以外に何かありますか。資料4について多少内容について修正するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」)

(保坂委員長) 最後に、その他として「会議録の作成」について、ご協議いただきたいと存じます。事務局より、説明願います。

(事務局 安部主任指導主事) 会議録の作成について確認させていただきます。本市では、委員会等の附属機関の会議につきましては「千葉県附属機関の会議の公開に関する要綱」により、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後に議事録を作成・確定するとともに、公表することとなっております。なお、不開示情報を取り扱い、非公開となる会議については、制約のない議論を行うため、公表に際しては、議論の要点のみを記載したものに代えることができると要綱に規定されております。その方法で行ってよろしいか伺いたいと存じます。

また、議事録の確定の方法としては、事務局が議事録案を作成し、委員の皆様へ送付し、了承が得られたものを議事録として確定したいと存じますが、いかがでしょうか。

(保坂委員長) ただいまの事務局の説明のとおり、事務局が議事録を作成し、委員の皆様の確認をとって確定することでよろしいでしょうか。また、非公開となる会議においては要点のみを記載したものを公表することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

(保坂委員長) ご異議がないようでございますので、そのように決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題につきましては、すべて終了いたします。最後に事務局から何かありますか。

(事務局 鳥海指導課担当課長) その他として、本市のいじめ等の対策に関することで説明をさせていただきます。

(事務局 安部主任指導主事) 11頁資料6のいじめ対応マニュアルをご覧ください。これは平成26年度版でございます。本市では、いじめ防止対策推進法が施行される前から、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、組織で対応を大切に捉え、各学校にも周知徹底して参りました。国のいじめ防止基本方針が、平成25年10月11日に通知されたわけですが、その中では、同じくいじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応の重要性が示されております。そのため「いじめ対応マニュアル」は、依然から本市が取り組んできたことに、いじめ防止対策推進法の内容を盛り込んで作った経緯があります。11頁に、いじめの未然防止、いじめの早期発見について各学校でやっていただきたいことを書いております。12頁が、いじめの早期対応です。その上に、いじめ問題対策委員会を組織するという事で、各学校で組織を作って今年度対応しているところでございます。また、アンケート調査は必ず実施することになっており、各学校で3年間保存することも義務づけております。13頁をご覧ください。いじめ発見後の対応モデルですが、先程のいじめ問題対策委員会がケース会議を行い、個に応じた指導し、いじめの解消また再発防止を行うことになっております。また、関係機関との連携についても書いております。14頁は、新たに盛り込んだ内容でございますが、重大事態への対処の流れであり、(1)から(9)までの基本的な流れを示しております。この中では、再調査委員会のことも踏まえた

内容になっております。簡単でございますが、いじめ対応マニュアルについての説明を終わりにします。

続きまして、20頁の資料7の「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」をご覧ください。これは各学校で、教職員だけでなく児童生徒、保護者、地域も一緒に加わって作ってほしいという考えから、このような策定の手引きを作成しました。21頁からは、具体的なことが書かれておりますが、2の(1)の組織については、先程示しました学校におけるいじめ問題対策委員会を必ず設置するということを説明しております。22頁からは、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応等が書かれております。23頁の4では、公表、点検、評価を行い、PDCAサイクルでこの「いじめ防止基本方針」を策定し、改善していくことを示しております。25頁には、各学校でいじめ防止指導計画を作り、学校いじめ防止基本方針に盛り込むことを指導しています。簡単でございますが以上です。

(事務局 鳥海指導課担当課長) 何かご質問等ございましたら、お願いします。

「(質問なし)」

では、最後に今後の予定につきまして、事務局より確認させていただきます。

(事務局 安部主任指導主事) 本日は、御協議ありがとうございました。今後の予定日は、平成26年10月15日(水)午前9時30分からを予定しております。最終回が、平成27年2月4日(水)午前9時30分からを予定しております。

また、調査に関しては、重大事態が発生した時に、調査が必要になることが想定されますが、教育委員会から諮問を受けて行いますので、その際は別途ご連絡いたします。

○開会

(保坂委員長) それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。